

リース契約約款
<p>以下の契約約款では、東亜商事株式会社を「甲（＝貸與人）、契約者様であお客様を「乙（＝貸借人）」とします。</p>

- 第1条**（リース契約）
- リースは、「車両確認書兼リース契約書」（以下「リース契約書」という。）の定めるところにより、自動車乙をリース（貸渡）し（以下、貸与される自動車乙をリース自動車乙）、乙はこれを借り受けます。甲及び乙は、リース契約の履行にあっては、道路交通法、道路運送車両法、自動車の保管場所の確保等に関する法律等の諸法令を遵守します。
- 2 乙又はリース契約に関して取引に当たる乙の役員又は従業員（以下、取引担当者という）は、リース契約に犯罪による取返しの移転防止に関する法律の適用が及ぶ場合、同法に基づく取引拒絶の通知にに応じます。甲又は取引担当者が当該通知に反応しない場合、甲は、同法に基づき、本契約に基づく乙の義務の履行を拒むことができ、これについて甲に何らの責任を負わないものとします。
- 3 リース契約に係る自動車検査証、軽自動車届出済証、標識交付証明書その他の官公庁発行の書面（以下、自動車検査証等という）の所有者は甲とし、自動車検査証等の使用者は乙とします。なお、乙は、リース自動車の使用に課せられる法上の乙の責任を負担するものとします。
- 4 リース契約は、リース契約書、第17条より違約金を支払った場合、及び法令に定める場合又は甲と乙が書面により合意した場合を除き、リース期間の途中で解除又は解約が出来ないものとします。
- 5 乙はリース自動車乙を本来の用法、諸法令、及び甲の「車両リースの注意事項兼リース契約同意書」（以下「同意書」という。）に従い、通常の業務のため、善良なる管理者の注意を以て使用及び保管するものとします。リース期間満了の前夜を問わず、車を修理、使用、運行に使用し、乙が本来の用法及び道路交通法その他の諸法令に違反し生じた責任又は罰金等は、一切乙の責任と負担とし、乙は甲に何ら迷惑損害をかけないものとします。

- 第2条**（リース自動車の引渡し）
- 甲は、甲が指定する場所（以下において、乙にリース自動車を引渡す。）
- 2 乙は、リース自動車の引渡しを受けた後、直ちにこれを点検、確認の上、甲所定のご契約車両取返取扱運部へ必要とします。なお、リース自動車に品質、種類及び数量（規格、仕様、性能）その他のリース自動車につき甲が必要とする一切の事項を含む）がリース契約の目的に適合していない（以下、リース自動車の品質等の不適合とい）場合の取扱いについては、第11条の定めのとおりとします。
- 3 乙は、リース自動車の選定に関して錯誤があったとを理由として、リース自動車の引渡しを受けることを拒むことのできるものとし、当該錯誤に關して、甲は何らの責任を負わないものとします。
- 4 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分・ストライキその他の争議行為、輸送機関の事故、登録の遅延、自動車甲給与者の引渡し遅延、その他甲の責に帰し得ない事由によるリース自動車の引渡し遅延又は引渡し不能の場合、甲は責を負わないものとします。
- 5 乙が正当な理由なくリース自動車の引渡しを拒み又は甲の責に帰すべき事由により甲がリース自動車甲を引渡すことが出来ず、甲が7日間の期限を定め引渡しを受けることを催告したにもかかわらず、この期間内に乙がこれに応じない場合は、甲は通知をもって、本契約を解除することができるものとし、この場合第24条第3項又は第4項を準用します。

- 第3条**（リース期間）
- リース期間は、リース契約書の「使用期間」記載のとおりとします。

- 第4条**（リース料及び支払方法等）
- リース料は、リース契約書の「使用料」記載の通りとします。但し、オイル交換・オイルフィルター交換費用・車検費用・点検費用・その他車両維持・修理に生じる費用等は、同意書の記載の通り、乙が支払うこととします。
- 2 乙は、リース契約書記載のリース料及びリース料に対する消費税額（リース料及びリース料に対する消費税額を総称し、以下リース料等という）をリース開始日の属する月から毎月末日（但し、自動車振替の場合は振替上期末日の場合も同じです。）甲に支払います。但し、契約書欄に基準支払日と異なる記載がある場合には、同記載の支払日が優先して適用されます。
- 3 乙は、消費税法の税率に基づき消費税及び地方消費税相当額（以下、消費税額等という）を前項のリース料に付加して甲に支払うものとします。
- 4 リース料の支払方法はリース契約書、同意書記載のとおりとします。リース料等支払いは原則として自動振替とします。なお、振替、振込手数料は乙の負担とし、振替通知及び領収書発行は省略するものとします。

- 5 リース料・車両登録費用については、特約の定めがない場合には、リース契約書及び同意書記載の通りとします。なお、暦月単位とし、リースを開始した月及び期間途中で終了した場合（解除により終了した場合を含む）の終了日が1か月に満たない場合でも、乙は1か月分月のリース料等を甲に支払います。
- 6 乙は、リース期間中、理由の如何を問わず、リース自動車の使用不能又は不使用期間についてリース料等の支払を免れません。
- 7 乙は、リース期間中、理由のいかを問わず、甲に対するリース料その他本契約に基づく債務の減免又は弁済の猶予を受けることはできないものとします。
- 8 乙は、甲に対するリース料その他本契約に基づく債務と甲に対して有する債権とを相殺することはできないものとします。

- 第5条**（遅延損害金等）
- 乙は前条のリース料等その他の契約に基づく一切の債務の支払いを遅滞した時には、支払うべき金額に對しその支払遅滞いたままで、年14.6%の割合（1年が満たない満期期間については、1年を365日とする日割計算による）による遅延損害金を甲に支払います。

- 第6条**（メンテナンスサービス）
- 甲は、以下に定めるメンテナンスサービスの実施を甲が指定する者（以下丙という）に委託し、乙は、丙が指定する整備工場（以下指定工場という）にて、これを受けるとします。但し、乙は、メンテナンスサービスを依頼する場所のリース自動車の搬入場所及び引時等については、事前に丙又は指定工場と連絡をとり、その指示に従うものとします。尚、丙又は指定工場事前の承諾を得ないものについては、甲は一切の費用を負担しません。
- 2 前項に定めるメンテナンスサービスの範囲は、リース契約書「メンテナンス詳細」欄記載の項目とします。なお、メンテナンスサービスは法令及び車の製造会社の定める所定基準に基づき実施するものとします。
- 3 第1項、第2項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合はメンテナンスサービスの範囲外とします。但し、特約で定める場合を除く。
- ①故意、重大な過失、契約違反、天災地変、その他不可抗力に起因する修理
 - ②法令の制定、改廃及びこれらに基づく官公庁等の指示、指導等に起因する修理、改造、部品の取付。
 - ③単体車（ボデー）の腐食、靱、荷台、キャー等の腐食、破損、塗装メッキの剥離、看板文字の書き換え。
 - ④冷凍機、パワーゲート、クレーン等装置部分。

- 第7条**（代車の提供）
- 前条に基づきリース契約書に代車の提供が含まれる場合、甲は、前条に定めるメンテナンスサービス実施に際して甲が必要と思われる場合に限り、実施期間中、丙又は丙又は指定工場の選定する代車をY3000/月で乙に貸与させます。
- 2 事故及び修繕費用の場合、前項は適用されません。

- 第8条**（事故処理）
- 第6条に基づきメンテナンスサービスに事故処理協力が含まれる場合、第10条第1項の事故について、乙から要請があった場合、甲は丙をして事故処理に關し、乙に協力させます。
- 2 前項の場合、乙は対人・対物賠償保険、搭乗者傷害保険について、保険金の請求、受領権限を甲又は甲の指定する者に委任することを契約締結と同時に合意します。

- 第9条**（車に関する保険及び保険料の負担）
- リース自動車に関する任意保険契約（以下保険契約という）に関しては、次の各号の場合に応じ当該各号の定めによります。但し、甲又は乙のいずれかが保険契約を締結する場合における車両保険の被保険者は甲とし、車両保険以外の保険の被保険者は乙とします。但し、リース契約書欄と異なる記載がある場合には、同記載が優先して適用されます。
- ①リース契約書欄に「甲」と記載してある場合は、甲がリース契約書欄記載の条件に従い保険契約を締結するとし、保険料はリース料に含まれるものとします。又、この場合、保険金額は甲所定の保険金額で付保可能限度額内、乙が希望する同欄記載の金額とします。
- ②リース契約書欄に「乙」と記載してある場合には、乙が、乙自ら定める保険金額で乙の責任と負担により保険契約を締結するものとし、この場合、保険料は乙の負担とし、リース料に含まれないものとします。又、この場合、乙は保険契約締結後、遅滞なく甲に対し、保険証券写しを写す又は添付して交付します。
- ③リース契約書欄が余白の場合、乙の負担にも保険契約を締結しないものとします。この場合、乙はリース期間中に生ずる一切の障害について、乙の責任と負担で解決し、甲は何ら責任を負わないものとします。
- 2 前項第1号の契約書及び乙の指定する保険会社と締結する場合、車両の引渡し後、保険契約が締結されるまでの間に発生した事故による損害を負担せず、乙の責任と負担とします。
- 3 自動車損害賠償責任保険契約がリース契約書の自動車保険欄に記載された者が、同欄記載の条件に従い自らの責任と負担で締結します。

- 4 リース自動車の損傷、毀損し修理可能の場合、又は第12条第1項（車の滅失等）の場合において、乙から甲に対し保険金受領に要する書類を添付した書面による通知があり、これらの事故が第1項1号の車両保険の補填の対象となった場合には、甲は、次の各号の手続きとします。
- ①リース自動車甲が修理不能の場合、乙が車両保険金を直接受領できるようにすること。
- ②第12条第1項（車の滅失等）の場合において、甲が車両保険金を受領できなかった場合には、保険金を第20条の規定損害金の全部又は一部に充當し、保険金が第20条の規定損害金を超過した場合には、超過部分を乙に支払うこと。
- 5 乙は、対人・対物賠償保険金並びに搭乗者傷害保険金を保険会社に直接請求する時は、事前に甲に通知します。
- 6 第1項の保険金で補填されない損害（保険適用外、保険金超過、保険免責等の損害）については、第6条のメンテナンスサービスの車両保険項目に別段の定めがある場合を除き、一切乙の負担とし、甲は何らの責を負いません。

- 第10条**（第三者に対する損害賠償）
- リース期間満了の前夜を問わず、リース自動車の車両自体又は車両の保管、使用、運行等によって、乙又は乙の従業員を含む第三者が何れ、物的損害を受けた時は、乙はその原因の如何を問わず、又は甲が第三者より直接、損害賠償の請求を受けるべき者にかかわらず、乙の責任と負担で解決します。
- 2 乙は、甲がリース自動車の貸與人、又は所有者であることを理由に直接、賠償を支払わざるを得なかった場合は、甲が前項に定める金額と甲がその支払いに要した諸費料とを無条件に甲に償還します。
- 3 甲は、第1項の甲に対する請求に自ら対処し賠償の支払いを免れた場合においても、乙は甲がこれに要した費用を無条件で直ちに甲に支払います。

- 第11条**（リース自動車の取壊等）
- 甲は、第1号、又は前項の引渡後は第2号もしくは第3号の間にし、その責任を負いません。但し、乙がリース自動車の売主（以下売主という）に対する損害賠償請求権その他の権利（但し、甲は売主との間の売買契約解除権を含む）を甲より譲り受けて行使することを希望し書面で行った場合には、甲は甲から第20条の規定損害金相当額の譲渡代金及びその時現在負担する債務の支払いを受けることと併せてこれを甲の権利と乙に対し譲渡します。
- ①天災地変、ストライキその他不可抗力並びに売主又は運送業者の都合、その他甲の責任に帰し得ない事由による車の引渡しの遅延又は引渡不能。
- ②車の仕様、構造、品質その他の一時的な瑕疵及びその他車に関する一切の事項。
- ③車の運送、積込、固定に起因して乙の錯誤。
- 2 甲は、前項第1号ないし第3号の事由、又は譲渡の目的となる権利の存否を判断することなく、前項の譲渡を行うものとし、前記の存否、売主の責力、又は乙と売主との間の交渉につき何らの責任も負いません。

- 第12条**（リース自動車の滅失等）
- リース自動車が天災地変、その他不可抗力の場合を含め滅失し、又は毀損、損傷して修理、修復不能となった時は、乙は甲に対し書面での予通知し、甲のその事項を認めてその旨に乙が通知したときこの契約は終了します。この場合、車が存在する時は、乙は第21条第2項各号の規定に従います。
- 2 前項によりこの契約が終了した場合には、乙はその原因の如何を問わず、第20条規定の損害金を直ちに甲に支払います。

- 第13条**（リース自動車に関する諸費用の負担）
- リース自動車に関する自動車取得税、自動車税（軽自動車税を含む）、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険料は、リース契約書に記載された者が同欄の記載に従い負担し、甲の負担についてはリース料に含まれます。
- 2 この契約に基づきメンテナンスサービス費用は、車の月間走行キロ数からリース契約書「メンテナンス詳細」欄記載の月間契約走行キロ数であるのとして算定されていることを乙は承認します。
- 3 甲は、第1項の諸費用及び第9条第1項1号に規定する任意保険契約について変動があった場合、又は、法令の制定、改廃により、車の保有、運行、取引等に関して新たな費用ないし公租公課が課せられた場合、その宛名、名義人の如何にかかわらず、その差額、又は新たな費用ないし公租公課を乙に請求することができます。

- 第14条**（リース自動車の所有権侵害等の禁止）
- 乙は、甲がリース自動車甲の所有権を表示する旨を要求した時は、直ちに甲の指示に従い、これを表示します。
- 2 乙は、車について次の行為、その他甲の権利を侵害する行為をしてはなりません。
- ①担保にわたること。
 - ②第三者に譲渡し、又は占有名義を移転すること。
 - ③その他、甲の所有権を侵害し得一切の行為
 - 3 乙は、甲の書面による事前承諾があった場合を除き、次の行為をすることはできません。
 - ①車について造作、加工等その他一切の原状を変更すること。
 - ②車を第三者に転貸したり、この契約に基づき乙の権利、地位を第三者に譲渡すること。
 - ③車の使用の本拠地もしくは車庫又は保管場所を変更すること。
 - ④その他、前号に準じる行為
 - 4 リース自動車に附した他の物件の所有権は、甲が書面により乙の所有権を認めた場合のほか、無償で甲に帰属します。

- 第15条**（通知・報告事項等）
- 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合は、その旨書面で甲に通知するものとします。
- ①住所、商号、勤務先、営業目的、リース料等の支払口座を変更した時。
 - ②代表者を変更した時。
 - ③事業の内容に重要な変更が生じた時。
 - ④第16条各号（解除事由）の事実が発生し、又はそのおそれがある時。
 - ⑤リース契約書及び同意書によって通知報告が求められている事項
 - ⑥その他前各号に準じる事由が生じ、甲から通知を求められた時。
- 2 乙は、甲から要求があった場合には、その事業の状況の説明し、営業報告書その他甲の指定する関係書類を甲に提出します。なお、乙は甲が官公庁、金融機関等に対し、乙の財産・経営・業況等に関し照会し、必要と資料を請求することについて同意します。

- 第16条**（契約解除）
- 甲は、乙が次の各号の一に該当した時、又は連帯保証人が次の第2号ないし第4号の一に該当した時は、催告をしないで通知のみでこの契約を解除することができます。
- ①リース料等を1回で怠った時。
 - ②小切手又は手形の不渡りを1回でも出した時。
 - ③差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞り処分等を受けた時。
 - ④債務、民事再生法適用申請、会社更生法適用申請、会社整理法適用申請、特別清算適用申請の申立があった時。
 - ⑤営業の廃止、休止、解散の決議をした時、又は官公庁から業務停止、その他業務継続不能の処分を受けた時。
 - ⑥営業が相当止廃、又はそのおそれがあるとの認められる旨の通知があった時。
 - ⑦リースの自動車について重要な保存行為をしない時（所有不即時を含む）。
 - ⑧リース料の滞り、リース料未納、同意書及び甲との間その他の契約事項の一つにでも違反した時。
 - ⑨甲以外の方の債権者に対して債務の履行を承諾した時。
 - ⑩連帯保証人が甲の各号の一つにでも該当した場合には、甲が相当と認める保証人を追加提供しなかったとき。
 - ⑪乙又は連帯保証人が、第32条第1項に定める暴行団員等もしくは第32条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第32条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第32条第1項の規定に基づき表明・確約において債権の申告をしたことが判明したとき。

- 第17条**（中途解約・違約金等）
- 1 条第4項記載の事由を除き、リース契約を解除・解約することは出来ないものとします。
- 2 乙は、中途解約を希望する場合には、中途解約の申し込みに応じて、以下の違約金を支払い、リース契約を解除・解約できるものとします。なお、乙は、甲への損害が生じた場合には、違約金に加え、別途損害を賠償するものとします。
- ①解約開始日より3か月以内の解除・解約の場合 22万円（税込）
 - ②解約開始日より6か月以内の解除・解約の場合 11万円（税込）
 - ③ 乙は、駐在滞留、破産等の報告をせずに車両を返還した場合、リース自動車内で喫煙が発覚した場合、覚書記載の通り、罰金を支払うものとします。

- 第18条**（リース自動車の返還）
- リース期間満了の事由を除き、その他の事由により契約が終了した時は、乙は直ちにリース自動車を甲に返還します。
- 2 乙は前項より戻す、車両を返還する際は、第14条第4項で甲に帰属した乙の責任を負い得ない修保（カーナビゲーションシステムその他機器類の修理・交換の除去を含む。）に回復したうえで、リース自動車の車検、自動車検査証等及び自動車損害賠償責任保険証明書とあわせて、甲が指定する場所の方法に従って返還します。なお、乙がカーナビゲーションシステムその他機器類に登録されている領消済券を行わずリース自動車を返却した場合、返却後に当該情報が漏洩したとして乙の責任と負担において解決するものとし、甲は一切の責任を負いません。
- 3 甲が返還を受けたい場所が引揚げるリース自動車甲の承諾なく装着された機器等がある場合、又は車内に残置物がある場合、甲は、当該機器等及び残置物を含めてリース自動車甲を取り戻し、これを任意に処分することができるものとします。この場合、乙は甲に対し、当該機器等及び残置物の返還又は損害賠償等の請求をしないものとします。
- 4 乙がリース自動車の返還を遅滞した時又は第16条各号の規定に違反した時は、甲又は甲の指定する者が車の所在場所からリース自動車を回収・引揚しうることができ、乙又は乙の代理人もしくは従業員はこれを拒むことはできず、又、何ら異議、苦情の申立、催告、損害賠償の請求等の行為もすることはできません。万一、車の返還が遅れた場合は、甲は遅延日数に応じリース料等相当額の損害金を乙に請求できます。

- 第19条**（開示の利益の喪失等）
- 第16条各号のいずれかに該当する場合においては、甲は次の全部又は一部をすることができます。
- ①乙の甲に対する全部又は一部の債務について、開示が到来したものとみなすこと。
 - ②甲乙間に締結された全部又は一部の契約の即時解除。
 - ③リース料、又はその他の費用の全部又は一部の即時弁済の請求。
 - ④物件の引揚ぎ、又は返還の請求。
- 2 甲によって前項の損害が回復された場合でも、このリース契約によるその他の乙の義務は免除されません。

- 第20条**（損害金）
- 第12条よりリース自動車甲が滅失、盗難、毀損、損傷を原因としてこの契約が終了する場合に、その原因が乙の故意又は重大な過失を除く天災地変等の不可抗力による時、又は契約解除事由が甲の使用、保管の変動によるものであり甲が相当事由と認められた時は、損害金とし、甲が支払うこととします。但し、乙が損害金その他この契約に基づく甲に対する債務を完済していない時は、甲が前記の返済すべき金額との債務弁済の一部又は全部に充当します。
- ①閉鎖法日本自動車査定協会の評価。又は、甲指定のオークション（競争入札）会社において売却した実額等、公正な基準に従って評価し、評価額から甲の処分回復後、評価するまでに要した費用一切を差引いた金額。
- ②競争入札に相当の価額で売却し、処分が完了した時は、処分代金から車の古有回復後、処分するまでに要した費用一切を差引いた金額。

- 第21条**（返還車の結算）
- 第18条に基づき甲がリース自動車の返還を受けた時は、甲の選択により次のいずれかの処理をし、当該金額を損害金を充済している時に限り、損害金の額を限度として乙に返還します。但し、乙が損害金その他この契約に基づく甲に対する債務を完済していない時は、甲が前記の返済すべき金額との債務弁済の一部又は全部に充当します。
- ①閉鎖法日本自動車査定協会の評価。又は、甲指定のオークション（競争入札）会社において売却した実額等、公正な基準に従って評価し、評価額から甲の処分回復後、評価するまでに要した費用一切を差引いた金額。
- ②競争入札に相当の価額で売却し、処分が完了した時は、処分代金から車の古有回復後、処分するまでに要した費用一切を差引いた金額。

- 第22条**（期間満了一再リース）
- 再リース契約は原則として締結出来ないものとします。但し、新たなリース契約に関しては、与存状況に基づき締結できるものとします。
- 2 前項に基づく新たなリース契約を締結しなかった場合でも、リース期間満了後、乙は次の各号に従うほか、この約款又はリース契約書の車の使用・保存・返還等に関する規定に従います。
- ①第14条第4項で甲に帰属したものを除き、乙の責任と負担で車庫原状に回復しうよう、甲の指定する開目に指定する場所の車を返還します。
- ②車の返還が遅れた場合に、甲から要求があった時は、遅延完まで遅延日数に応じリース料相当額の損害金を甲に支払います。

- 第23条**（甲の権利・権利の移転・保全等）
- 1 甲は、本契約に基づき権利（賃貸人たる契約上の地位及びリース自動車の所有権を含む）を第三者に譲渡し、又は担保に供することができるものとし、乙は、これについてあらかじめ異議なく承諾します。
- 2 乙は、甲が本契約に基づく甲の権利（リース自動車の所有権を含む）を守るため、もしくは当該権利を回復するため、又は第三者からの苦情申立を受けたため、必要な措置をとったときは、甲が支出したリース自動車の移送費用、保管費用、口座振替振替費用、催告費用、訴訟費用、弁護士費用等の一切の費用を、甲の請求があり次第、直ちに甲に支払ふものとします。
- 3 甲が乙に対し、リース自動車甲の所有権を明示する表示、標識等を設置するよう通知したときは、乙は異議なくこれに応じます。

- 第24条**（リース自動車の預り）
- 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、車を一時引き揚げるることができるものとし、乙は異議なくこれに応じます。
- ②故意又は重大な過失により、第3条の規定に違反したとき。
- ③乙が第16条各号の一つにでも該当したとき、又はそのおそれが相当程度あるとき。

- 第25条**（甲による権利の移転）
- 甲は、乙が第16条の各号の一つにでも該当し、又は、この契約に違反した時は、甲の任意の時期において、リース自動車及びこの契約の甲の地位（権利、義務一切を含む）を第三者に譲渡し、第三者をしてこの契約に基づく甲の権利を行使させることができます。
- 第26条**（担保）
- 債権保全を必要とする相当の事由が生じた時は、乙は甲の請求によって、直ちに甲の承認する担保もしくは増担保を差し入れ、又は連帯保証人をたて、もしくはこれを追加します。

- 第27条**（費用等の負担）
- この契約の締結に関する費用及び乙がこの契約に基づく乙の債務履行に関する一切の費用は乙の負担とします。
- 2 前項の費用及び乙の契約に基づき乙の債務を甲が弁済した時は、乙は甲に替金を直ちに支払います。この場合乙は、甲が要求があった時は、乙は充済時点で14.6%の割合（1年が満たない満期期間については1年を365日とする日割計算による）による利息をその立替金に含めて甲に支払います。

- 第28条**（租税の禁止）
- 乙は、リース契約、覚書、及び本約款に基づき甲に対し負担する債務を、甲又は甲の承継人に対する乙の債権をもって相殺することはできません。

- 第29条**（甲の通知）
- 甲において、乙又は連帯保証人に対する通知を発生する必要を生じた時は、変更の通知のない限り、この契約書の住所欄・氏名欄の記載に従って通知を発するを以て足りるものとし、その通知が通常到達すべかりし時に、その通知の効果を生ずるものとする。

- 第30条**（弁済の充当）
- この契約に基づき乙の債務弁済が債権全額を消滅させるに足りない時は、甲は、甲が相当と認める順序方法により充当することができます。

- 第31条**（連帯保証人）
- 連帯保証人は、乙の契約に基づく乙の甲に対し負担する一切の債務（規定損害金及び遅延損害金を含む）を保証し、乙と連帯して債務履行の責に任じます。
- 2 連帯保証人は、甲がその都合によって担保もしくは他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。
- 3 連帯保証人は保証債務を履行した場合、代位によって甲から取得した権利は、乙と甲の取引関係中、甲の同好がなければこれを行使せんが、もし、甲の請求がある時は、その権利又は順位を甲が無償で譲渡します。

- 第32条**（確約事項）
- 乙は、乙又は連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員等になつた時から5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊犯罪集結団等、その他これらに準ずる者（以下これを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたつてこれらしないことを確約す。
- ①暴力団員等が経営を支援していると認められる関係を有すること。
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④暴力団員等に対して資金を供出し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤役員は経営に実質的に関与している者が暴力団員等又は社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 乙は、乙又は連帯保証人が、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- ①暴力的な要求行為。
 - ②暴力的な責任を転嫁した不当な要求行為。
 - ③取引に關して、脅迫的な言動し、又は暴力を用いた行為。
 - ④風説を流布し、偽計を用いし又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為。
 - ⑤その他前各号に準ずる行為。

- 第33条**（公正証書）
- 乙及び連帯保証人は、この契約、第4条、第5条、第12条、第16条、第17条、第19条、第21条、第22条に基づき金銭債務の履行を怠った時には、強制執行を受けても異議なくこれを承諾のうえ、甲から請求あり次第、乙の負担でこの契約を公正証書とします。
- 第34条**（専属的合意管轄）
- リース契約、同意書、及び本約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、その訴訟に応じて東京東京裁判所又は東京裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

- 第35条**（特約）
- 表記特約欄に記載の特約がこの契約の一部であり、他の条項と優先して適用され、この契約と異なる意は、ここに記載するが、別し書面で甲乙が合意しなければ効力はありません。

以上

<p>附 則</p> <p>令和4年12月14日 作成・施行</p>
